

## ●事例紹介●

## ドイツの奨学制度 ～連邦奨学金(BAfoG)と近年の動き～

吉川 裕美子

(大学評価・学位授与機構 教授)

## 一 奨学制度の基本的特徴

ドイツにおいて高等教育在学者に対する国の支援策は、主に次の要素から構成されている。

- 連邦教育訓練助成法 (BAfoG) にもとづく奨学金 (以下、連邦奨学金とする)
- 子どもの扶養手当と諸控除
- 連邦の教育クレジット (Bildungskredit) プログラムに対する賠償保証

ドイツの奨学制度の中核をなしているのは、連邦教育訓練助成法 (BAfoG) にもとづく奨学金である。この連邦

奨学金は、親(ないし配偶者)の所得、および学生自身の所得と財産に応じて、受給資格が認められた場合に支給される。成績要件は考慮されない。このように連邦奨学金の特徴の一つは、家族に依存した形で給付が行われる点にある。言い換えれば、学生の生計と高等教育機関での学修に要する費用を、親(場合によっては配偶者)と学生自身が経済的に負担できる状況にない場合に奨学金が支給される。

こうした施策は、専門教育訓練 (Ausbildung) を受けて最初の職業資格を取得するまでの子どもへの生計費援助は親の責務とされ、その能力を超える場合に国(連邦と州)が支援するという、ドイツの奨学金政策に対する基本的な

考え方を示していると言ってよい。家庭の経済状況に関わりなく、だれでも能力に応じて専門教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。専門教育訓練は将来職業に就く準備としてドイツではきわめて重要な位置を占め、高等教育も専門教育訓練の一つに数えられる。そのため親の所得に扶養手当と控除等が適用される一方で、連邦奨学金の受給資格は親の所得と学生本人の所得が判断基準となっている。

## 二 受給資格と支給額

教育の機会均等と進学支援を目的とする連邦教育訓練助成法にもとづき、該当者は学業に必要な資金援助を国に求める法律上の請求権を有する。一人ひとりの奨学金の額は、学生、親ないし配偶者の所得が、税金、教会税、社会保険費用等を差し引いた後に法律によって定められた控除額を越える限りにおいて、必要基準額にその分が算入されて確定する。所得が控除額を下回る場合には、学生の必要額はすべて奨学金によって満たされることになっている。財産の算入は学生本人についてのみ行われる。

このように奨学金の支給額は、学生の実際の必要に応じ

て算出されるのではなく、表1～3に記した各項目を考慮して求められる。これにより月あたりの奨学金額は、最低一〇ユーロ、最高五八五ユーロの間となる。

親が学生の生計費を負担せず、それによって修学が危険にさらされる場合には、国があらかじめ奨学金を支給し、後に本人に代わって親に生計費の支払い請求を行う。この場合、奨学金額の算定にあたって親の所得は考慮されない。連邦奨学金の受給に際して親の所得を算入するという原則が適用されない例外は、年齢(三〇歳以上)、専門教育訓練の水準、当該専門教育訓練を受ける前の就労状況(満一八歳以上で五年の就労経験)にもとづいて、民法上の生計費の支払い請求権がもはや存在しないと判断された特別な学生の場合に限られる。基本的に奨学金の受給には、対象となる学修を始めた時に三〇歳未満であることが条件とされるが、専門教育訓練を適時に始めることを阻まれた者等は、この年齢制限から除外されることになっている。

## 三 返済義務

連邦教育訓練助成法にもとづく奨学金を支える財政資金は、六五％を連邦、三五％を一六の連邦構成州が負担して

表1 必要基準額（高等教育機関在学者）

	居住形態による区分	ユーロ（月額）
基礎必要額	親と同居 基礎支給額 住居手当	333 44
	親と別居 基礎支給額 住居手当	333 133
疾病保険手当	なし	47
介護保険手当	なし	8
住居費補助（基礎必要額の住居手当を超える場合）	親と別居	64

BAföG第12条、第13条

表2 奨学金支給に対する所得の控除額

	ユーロ（月額）
親および配偶者の所得控除額	
両親の所得控除額（両親が離婚せず同居している場合）	1440
親（片親の場合）および配偶者の所得控除額（それぞれ）	960
所得稼得者の学生本人と親子関係のない配偶者に対する控除額	480
本人以外の子どもおよび扶養権利者に対する控除額	435
本人の所得控除額	
学生本人の所得の控除額	215
本人の配偶者に対する控除額	480
本人の子どもに対する控除額（一人あたり）	435
孤児手当ないし遺児扶助料の控除額	112

BAföG第25条、第23条

表3 財産の控除額

	ユーロ（月額）
本人の財産の控除額	5200
本人の配偶者ないし子ども（一人あたり）に対する財産の控除額	1800

BAföG第29条

いる。一方、この連邦奨学金は学生に対して通例、五〇%が給費、五〇%が無利子の貸費として支給される。これを学生の側から見ると奨学金の半額は贈与であり、返済義務は五〇%の貸費部分についてのみ生じることになる。最長支給期間を超えなければ、この貸費部分に利子はつかない。連邦奨学金の支給期間は、専攻分野に応じて定められている。そのため奨学金の最長支給期間は専攻ごとに異なり、連邦の高等教育大綱法あるいは個々の試験規程等に定められた標準修業年限に対応している。たとえば、学術大学の課程で基本的な最長支給期間は九学期（四年半）、専門大学では七〜八学期（三年半〜四年）である。実際の修学期間に加えて、講義の行われない休業期間、修了試験のための試験期間も最長支給期間に含まれる。

返済義務は、奨学金の最長支給期間の終了から五年後に始まる。毎月の返済額は少なくとも一〇五ユーロ以上で、最長二〇年で返済することが求められる。ただし、返済者の所得が月額九六〇ユーロに満たない場合に、返済は延期される。配偶者ないし子どもを扶養していれば、この所得限度はさらに高くなる。なお、二〇〇〇年三月以降に学修を開始した者に対しては返済総額に上限が設けられ、いかなる場合にも一万ユーロ以上の返済義務は生じないことに

なった。

こうした奨学制度の執行機関は一六州であるが、州の委託を受けて申請受付等の手続きを学生相互扶助会（Studentenwerk）の各支部が担当している（一州のみ高等教育機関が担当）。奨学金の返済に関する業務は、連邦行政局が行う。二〇〇五年現在、連邦奨学金は高等教育機関在学者の約一八%に支給されている。支給額は一人あたり月額で平均三七五ユーロである。ただし本人、親ないし配偶者の所得にもとづいて受給資格が認められることから、有資格者の中での受給率は二五%に相当する。

#### 四 奨学金をめぐる近年の動き

以上に概観した連邦奨学金に加えて、二〇〇一年から公費による期限付きの貸付が「教育クレジットプログラム」によって提供されている。教育クレジット（Bildungskredit）は月三〇〇ユーロを最高二四か月間、有利な利率で貸し付けるもので、高等教育機関での学修のおよそ中間点で実施される中間試験に合格した者であれば、だれでも申請することができる。したがって連邦奨学金の受給対象に該当しない学生も奨学金の受給者も利用することができ、前者に

は学業を速やかに進めるための資金確保として、後者には連邦奨学金で包括されない特別な支出(たとえば学修に必要な資料、研修旅行等)に対する資金調達として、助けとなることが目ざされている。返済は満期支払期限から四年後に始まり、毎月二〇ユーロをドイツ復興金融公庫に返済する。

さらに二〇〇六年四月一日より、ドイツ復興金融公庫が新たな貸付制度「学費クレジット」(Studienkredit)を開始した。右に挙げた連邦教育訓練助成法にもとづく奨学金が公費を財源とし、また教育クレジットの賠償保証を連邦が引き受けているがゆえ低利率に抑えられているのに対して、学費クレジットは全リスクを同公庫が負うこととされている。ドイツ復興金融公庫による貸付制度は、月に一〇ユーロから六五ユーロを最高七年間貸し付け、貸付開始時に三二歳未満の学生であることを条件とする。返済は融資終了後六〜三か月後に始まり、二〇〇七年四月一日現在の金利は六・二九%、返済期間は最高二五年とされる。高等教育機関、専攻分野、在学年数等に関わりなく、また親の所得や連邦奨学金の受給に関係なくだれでも申請できる。

以上の連邦教育訓練助成法にもとづく奨学金、教育クレ

ジット、学費クレジットがいずれも公的資金を財源とするかあるいは公的色彩の強い奨学制度であるのに対し、民間金融市場にも教育融資を提供する動きが二一世紀に入って見られるようになってきた。キャリア・コンセプト会社(Career Concept)による融資はその例であり、ドイツ銀行(Deutsche Bank)を始めとする銀行も教育融資市場に乗り出してきている。ただし、市場開拓は緒に就いたばかりと言える。

このようにドイツの奨学事業は、主に生計費に対する援助を目的として展開されてきた。それはドイツの高等教育機関は州立(国立)が大勢を占め、しかも一九七〇年代初頭から無償制が貫かれてきたことと大きく関連している。しかし授業料無償を定めた連邦の高等教育大綱法(第六次改正法)は違憲であるとの二〇〇五年一月の連邦憲法裁判所判決を受けて、一部の州では二〇〇七年度夏学期から授業料の徴収を開始した。額はおおむね一学期五〇〇ユーロ(月あたり約八三ユーロ)であるが、該当州では授業料融資を目的とする新しい貸付制度が構築されている。

授業料の導入を転機として、ドイツの奨学事業は新たな段階を迎えた。今後は、生計費の援助を旨とする連邦の奨学金制度(Bafög)と、授業料の援助に主眼を置く州の

授業料奨学金制度をどのように効率的に結合させ、機会均等を保障するかという点が重要になると考えられる。ドイツの高等教育進学率は三六%でOECD諸国よりも低水準に留まっており、低額とは言え授業料導入がどのような影響を及ぼすかは推移を見守る必要があるだろう。

#### 【参考文献】

Bundesministerium für Bildung und Forschung, 2005, *Ausbildungsförderung – Bafög, Bildungsstredit und Stipendien. Regelungen und Beispiele*, Bonn, Berlin.

吉川裕美子「ドイツの奨学制度」東京大学『諸外国における奨学制度に関する調査研究及び奨学金事業の社会的効果に関する調査研究』(文部科学省先導的大学改革推進委託事業報告書)、二〇〇七年、一三九〜一六〇頁